

収 支 報 告 書

※該当箇所に ☒ すること。

(ふ り が な)

につぽんいしんのかいしゅうぎいんとうきょうとだい10せんきょくしふ

1 政治団体の名称 日本維新の会衆議院東京都第10選挙区支部

7 171 - 0044

2 主たる事務所の所在地 東京都豊島区千早1-20-13502

3 代 表 者 の 氏 名 鈴木 裕子

4 会計責任者の氏名 鈴木 裕子

5 令和 5 年分

団体コード	
前年繰越額	0円

事務担当者の氏名 鈴木 裕子

電話番号 080-8734-4613

受 付	審 査	確 認
	✓	
消 込	パンチ	照 合
済		✓

009800

資金管理団体の指定の有無

☐ 有 ☒ 無

公職の種類 (現・候)

資金管理団体の届
出をした者の氏名

(※) 資金管理団体の指定の期間

年 月 日 から
年 月 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

政治団体の区分

☐ 政 党
☒ 政 党 の 支 部
☐ 政 治 資 金 団 体
☐ 政 治 資 金 規 正 法 第 18 条 の 2
 第 1 項 の 規 定 に よ る 政 治 団 体
☐ そ の 他 の 政 治 団 体
☐ そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部

活動区域の区分

東京都内

国会議員関係政治団体の区分

☒ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名

公職の種類 衆議院議員 (現~~候~~)

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 5 年 6 月 1 日 から
令和 5 年 12 月 31 日 まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

収 支 の 状 況

(その2)

項 目	金 額	項 目	金 額
I 収 入 総 額 (1)～(2)の計	3,750,000	II 支 出 総 額 1～2の計	3,750,000
(1) 前年からの繰越額	0	1 経常経費の合計 (1)～(4)の計	890,514
(2) 本年の収入額 1～6の計	3,750,000	(1) 人 件 費	0
1 個人の負担する党費又は会費	0	(2) 光 熱 水 費	0
(党費又は会費を納入した人の数)	0人	(3) 備品・消耗品費	116,727
2 寄附 (1)～(2)の計	0	(4) 事 務 所 費	773,787
(1) 寄附の区分 ア～ウの計	0	2 政治活動費の合計 (1)～(6)の計	2,859,486
ア 個人からの寄附	0	(1) 組 織 活 動 費	331,616
(うち特定寄附)	0	(2) 選 挙 関 係 費	0
イ 法人その他の団体からの寄附	0	(3) 機関紙誌の発行その他の	2,395,034
ウ 政治団体からの寄附	0	事業費 ア～エの計	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	ア 機関紙誌の発行事業費	0
(2) 政党匿名寄附	0	イ 宣伝事業費	2,395,034
3 機関紙誌の発行その他の事業による収入	0	ウ 政治資金パーティー開催事業費	0
(1) (3のうち特定パーティーの対価に係る収入)	0	エ その他の事業費	0
(1000万円以上の政治資金パーティー)	0	(4) 調 査 研 究 費	132,836
(2) (3のうち政治資金パーティーの対価に係る収入)	0	(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0
(1パーティーで1人20万円超の支払)	0	(6) その他の経費	0
((2)のうち対価の支払いのあつせんによるもの)	0	備 考	
4 借 入 金	0		
5 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	3,750,000		
6 その他の収入 (1)～(2)の計	0		
(1) 10万円未満のものの計	0		
(2) 10万円以上のものの計	0	III 翌年への繰越額 (I－II)	0

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入						
交付金を供与した本部又は支部の名称	金	額	年 月 日			主たる事務所の所在地
日本維新の会		2,250,000	5	7	25	大阪府大阪市中央区島之内 1-17-16
日本維新の会		1,500,000	5	10	25	大阪府大阪市中央区島之内 1-17-16
こ の 頁 の 小 計		3,750,000	(注1)同一本部・支部(選管等へ届出たものに限る)からの交付金 が複数ある場合は「名寄せ」して年月日順に記載し、「計」 を入れてください。			
合 計		3,750,000				

(注2)合計は最終頁に記載してください。

(その14)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分			1. 光熱水費	②. 備品・消耗品費	3. 事務所費
支 出 の 目 的	金 額	年	月	日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
ヘッドセットマイク	13,688	5	9	18	アマゾンジャパン合同会社	東京都目黒区下目黒1丁目8-1 アルコタワー	
テープ	15,280	5	10	5	ながしまや㈱	神奈川県川崎市高津区久地3-7-30	
この頁の小計	28,968						
その他の支出	87,759						
合 計	116,727						

(注1) 資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分		1. 光熱水費	2. 備品・消耗品費	③ 事務所費
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）		備考
事務所礼金	165,000	5 6 30	南山幸弘	東京都豊島区要町1-2-3		
事務所使用料	55,000	5 6 30	南山幸弘	東京都豊島区要町1-2-3		
通信費	13,190	5 7 14	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70		
事務所使用料	55,000	5 7 31	南山幸弘	東京都豊島区要町1-2-3		
通信費	14,202	5 8 14	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70		
事務所使用料	55,000	5 8 31	南山幸弘	東京都豊島区要町1-2-3		
zoom利用料	22,110	5 8 31	Zoom Video Communications, Inc.	55 Almaden Blvd 6th Floor, San Jose, CA 95113 USA		
通信費	14,884	5 9 14	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70		
事務所使用料	55,000	5 9 30	南山幸弘	東京都豊島区要町1-2-3		
通信費	14,376	5 10 14	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70		
事務所使用料	55,000	5 10 31	南山幸弘	東京都豊島区要町1-2-3		
通信費	27,757	5 11 14	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70		
事務所使用料	55,000	5 11 30	南山幸弘	東京都豊島区要町1-2-3		
通信費	14,386	5 12 14	NTTファイナンス(株)	東京都港区港南1-2-70		
事務所使用料	55,000	5 12 28	南山幸弘	東京都豊島区要町1-2-3		
この頁の小計	670,905	(注1) 資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。 (注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。 (注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。				
その他の支出	102,882					
合 計	773,787					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分		組織活動費 (組織対策費)		
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名(又は名称)		支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
こ の 頁 の 小 計	0	(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。				
そ の 他 の 支 出	331,616	(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。				
合 計	331,616	(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。				
		(注4) 項目別区分ごとに別葉にしてください。項目別区分の記載例は、「その他の事業費(区政報告会)」、「機関紙誌の発行事業費(印刷費)」、「選挙関係費(陣中見舞)」など。				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分			宣伝事業費 (ポスター・ビラ・パンフレット作成・配布)		
支 出 の 目 的	金 額	年	月	日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
ビラ作成費	165,000	5	7	18	(有)KDF	東京都品川区西大井1-7-26 KDF HOUSE 1F	
ポスター作成費	414,585	5	9	4	(有)KDF	東京都品川区西大井1-7-26 KDF HOUSE 1F	
ポスター印刷費	244,420	5	9	13	合同会社IT政策調査研究所	東京都新宿区西新宿6丁目5-1 新宿アイランドタワー20階	
ビラ印刷費	47,750	5	11	2	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
ビラ印刷費	71,250	5	11	2	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
ビラ印刷費	698,280	5	11	2	(株)プリントパック	京都府向日市森本町野田3-1	
パンフレット作成費	220,000	5	11	15	(株)U-net International	東京都中央区銀座1-19-14広田ビル2階	
ビラ郵送代	34,686	5	11	20	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
ビラ郵送代	72,004	5	11	20	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
ビラ郵送代	33,088	5	11	21	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
封筒作成費	123,860	5	12	1	西武写真印刷(株)	東京都豊島区目白3-4-5	
ビラ印刷費	165,000	5	12	15	(株)U-net International	東京都中央区銀座1-19-14広田ビル2階	
この頁の小計	2,289,923	(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。					
その他の支出	12,711	(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万円1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。					
合 計	2,302,634	(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。					
		(注4) 項目別区分ごとに別表にしてください。項目別区分の記載例は、「その他の事業費(区政報告会)」、「機関紙誌の発行事業費(印刷費)」、「選挙関係費(陣中見舞)」など。					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分			宣伝事業費 (ホームページ関連費)		
支 出 の 目 的	金 額	年	月	日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
インターネット情報サイト使用料	92,400	5	12	31	伊ニ(株)	東京都渋谷区神宮前1-11-11ク リーンファンタジアビル7F	
こ の 頁 の 小 計	92,400	(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。					
そ の 他 の 支 出	0	(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。					
合 計	92,400	(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。					
		(注4) 項目別区分ごとに別葉にしてください。項目別区分の記載例は、「その他の事業費(区政報告会)」、「機関紙誌の発行事業費(印刷費)」、「選挙関係費(陣中見舞)」など。					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分			調査研究費 (研修会費)		
支 出 の 目 的	金 額	年	月	日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
講師料	22,000	5	7	31	地球に優しい社労士事務所	東京都豊島区南池袋2-19-15三幸ビル302	
講師料	22,000	5	8	31	地球に優しい社労士事務所	東京都豊島区南池袋2-19-15三幸ビル302	
講師料	22,000	5	9	30	地球に優しい社労士事務所	東京都豊島区南池袋2-19-15三幸ビル302	
講師料	22,000	5	10	31	地球に優しい社労士事務所	東京都豊島区南池袋2-19-15三幸ビル302	
講師料	22,000	5	11	30	地球に優しい社労士事務所	東京都豊島区南池袋2-19-15三幸ビル302	
講師料	22,000	5	12	27	地球に優しい社労士事務所	東京都豊島区南池袋2-19-15三幸ビル302	
こ の 頁 の 小 計	132,000	(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。					
そ の 他 の 支 出	0	(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。					
合 計	132,000	(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。					
		(注4) 項目別区分ごとに別葉にしてください。項目別区分の記載例は、「その他の事業費(区政報告会)」、「機関紙誌の発行事業費(印刷費)」、「選挙関係費(陣中見舞)」など。					

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項 目 別 区 分			調査研究費 (書籍購入費)	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名(又は名称)		支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
こ の 頁 の 小 計	0	(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。				
そ の 他 の 支 出	836	(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。				
合 計	836	(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。				
		(注4) 項目別区分ごとに別葉にしてください。項目別区分の記載例は、「その他の事業費(区政報告会)」、「機関紙誌の発行事業費(印刷費)」、「選挙関係費(陣中見舞)」など。				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取 得 の 価 額 が 100 万 円 を 超 え る 動 産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

※有無について☑してください。

(注) 有に☑の場合は「項目別区分」ごと(その18)が必要です。

宣誓書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- ☒ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和6年 6月 30日

政治団体の名称 日本維新の会衆議院東京都第10選挙区支部

会計責任者の氏名 鈴木 裕子



(↓代表者については、解散する年の収支報告書にのみ記載すること。)

代表者の氏名

⑩

(注1) 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。

(注2) 「代表者の氏名」欄は、解散する場合に、解散する年の最後の収支報告書にのみ記載してください。

(注3) 国会議員関係政治団体は、宣誓書（その20）に記載した日付が政治資金監査報告書に記載された日付と同日か後の日付になるよう記載してください。

政治資金監査報告書

令和 6 年 5 月 27 日

日本維新の会衆議院東京都第 10 選挙区支部

代表 鈴木 裕子 殿

登録政治資金監査人

登 録 番 号

第 4934 号

研 修 修 了 年 月 日

平成 27 年 10 月 2 日

太田龍彦



1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、日本維新の会衆議院東京都第 10 選挙区支部の令和 5 年に係る法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、日本維新の会衆議院東京都第 10 選挙区支部の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。



(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

日本維新の会衆議院東京都第10選挙区支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、日本維新の会衆議院東京都第10選挙区支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上